



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗山 年弘
(コード番号 : 6770、東証第一部)
問合せ先 経営企画室 室長 小林 淳二
(TEL (03) 5499-8026 (IR 部門直通))

会 社 名 アルパイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 米谷 信彦
(コード番号 : 6816、東証第一部)
問合せ先 財務・広報部 部長 山崎 真二
(TEL (03) 5499-4391 (広報部門直通))

アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の
経営統合のスキーム変更及び持株会社名の変更に関するお知らせ
(アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の一部変更 (簡易株式交換) 並びに
アルプス電気株式会社の会社分割の中止及び商号変更その他の定款の一部変更)

アルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といいます。）及びアルパイン株式会社（以下「アルパイン」とい、アルプス電気とアルパインを総称して「両社」といいます。）は、平成 29 年 7 月 27 日付「アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の経営統合に関するお知らせ（アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の締結（簡易株式交換）並びにアルプス電気株式会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更その他の定款の一部変更）」（以下「経営統合プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしました、持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）につきまして、本日付の両社の取締役会の決議により、本経営統合の方法を一部変更することをそれぞれ決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

アルプス電気は、経営統合プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、平成 29 年 7 月 27 日付のアルプス電気の取締役会の決議により、アルプス電気の完全子会社であるアルプスHD株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）との間で、アルプス電気のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く事業に関する権利義務を、分割準備会社に対して承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施することに関する基本合意書を締結いたしましたが、本日付のアルプス電気の取締役会において、本吸収分割を中止し、本経営統合後の経営体制を純粹持株会社体制から事業持株会社体制に変更した上で、カンパニー制を導入すること（以下「本変更」といいます。）を決定いたしました。かかる事業持株会社体制及びカンパニー制への移行日は平成 31 年 1 月 1 日（以下「持株会社体制移行日」といいます。）を予定しております。なお、本変更は、本経営統合の方法を一部変更するものであり、アルプス電気及びアルパインの間で、両社の持続的な成長及びシナジーの創出に向けて本経営統合を実施する方針に変更はありません。

併せて、アルプス電気及びアルパインは、平成 29 年 7 月 27 日付で両社間で締結いたしました、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）について、本日付の両社の取締役会の決議に基づき、本変更に伴って必要となる変更を行うための株式交換契約の変更に関する覚書（以下「本株式交換契約変更覚書」といいます。）を締結いたしました。なお、本株式交換契約の内容は、本吸収分割の実施を前提とした規定を削除し、両社間で事業持株会社体制への移行を伴う経営統合を行う予定であること及び当該経営統合に関する基本的な事項については、アルプス電気及びアルパインが誠実に協議の上、決定することを確認する規定を加えた点を除き、経営統合プレスリリースにおいてお知らせした内容から変更はございません

ん。

また、アルプス電気は、本経営統合の一環として、平成 29 年 7 月 27 日付のアルプス電気の取締役会決議において、本吸收分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「アルプスHD株式会社」に変更すること等を内容とする定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を平成 30 年 6 月下旬開催予定のアルプス電気の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたが、本変更に伴い、本日付のアルプス電気の取締役会の決議により、当該議案につき、本定款変更を本株式交換の効力が発生していることを条件として行うこと及び本定款変更後のアルプス電気の商号を「アルプスアルパイン株式会社」とすること等の本定款変更の内容を一部変更することを決定いたしました。本定款変更については、平成 30 年 6 月下旬開催予定のアルプス電気の第 85 回定時株主総会にて承認を受けた上で、本株式交換の効力が発生していることを条件として、持株会社体制移行日を効力発生日として行うことを予定しております。

A. 本変更の理由

両社は、経営統合プレスリリースにてお知らせいたしましたように、激変が想定される市場環境及び両社の経営課題に対処するためには、両社が保有する人材及び技術といった経営資源の相互活用に加え、両社が迅速かつ機動的な意思決定に基づき夫々の事業を成長させることにより、アルプスグループ全体として、より効率的かつ機動的な経営を行うことが必要不可欠であるとの認識の下、平成 29 年 7 月 27 日に本経営統合の実施を決定いたしました。その後、両社は、統合準備委員会を発足させ、シナジー創出の協議と並行して、本経営統合後における望ましい体制を構築するという観点から、本吸收分割の内容等についても検討を進めて参りましたが、引き続き検討を行う必要があるとの判断に至ったため、平成 29 年 12 月 22 日付「吸收分割契約締結時期の変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたように、平成 29 年 12 月下旬に予定しておりました本吸收分割に係る吸收分割契約の締結を延期することとし、検討を継続して参りました。

両社は、その後の統合準備委員会においても、本経営統合後の持株会社の事業計画、最適なグループ構造、統合シナジーの実現時期や手法等、両社の持続的な成長を目指した戦略につき検討を進める中で、両社が直面する現在の市場環境においては、本経営統合によるシナジーを着実に実現し、市場における競争力を確保することが極めて重要であるとの結論に至りました。また、両社は、本経営統合によるシナジーを着実に実現するためには、まずは、両社がそれぞれ有している人事、総務、経理、法務等の管理部門及び経営戦略や事業戦略を担う企画部門等の共通機能について、同一法人内に各共通機能を担当する人員を所属させ、事業戦略機能を強化した上で、当該事業戦略に基づいて運営される両社の協業事業について、統合を強力に推進することが最適であると考えております。かかる考えの下、両社は、同一法人内において各事業の自律性を確保しつつ経営監督と業務執行の分離を実現するガバナンス体制とすることの重要性も考慮し、本経営統合後の経営体制につき、事業持株会社体制を採用した上で、カンパニー制及び執行役員制を導入することを決定いたしました。その際、本変更により会社分割に関する手続を行う必要がなくなったことから、本経営統合を加速する観点から、持株会社体制への移行日を平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日に前倒しすることを決定いたしました。加えて、両社は、事業持株会社体制の採用に際して、両社の一体感を高めることが重要であると考え、本経営統合後の商号を「アルプスアルパイン株式会社」とすることを決定いたしました。

現在の自動車業界は 100 年に 1 度とも言われる大きな変革の時代に入っており、特に、CASE (Connected, Autonomous, Shared, Electric) とよばれる 4 つの領域においては、インターネットへの常時接続機能の搭載 (Connected)、自動運転 (Autonomous)、自動車シェアリングサービス (Shared) 及びハイブリッド車や EV 等への電動化 (Electric) 等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が短期間に生じております。また、IT 企業による自動車業界への進出に代表されるように、自動車業界の枠組みを超えた合従連衡の動きは従前よりも格段に加速しております。両社は、本経営統合の公表後も、それぞれの車載 OEM 顧客と会話を進めて参りました。両社は、車載 OEM 顧客と会話する中で、2018 年度以降も CASE 領域への経営資源の集中は自動車業界全体のトレンドであり続け、アルプス電気やアルパインのようなヒューマン・マシーン・インターフェース (HMI) 等のサプライヤーは、単なる電子部品やモジュール製品の納入だけではなく、クルマ全体における HMI システムの提案まで行なうことが、本経営統合の検討当初に想像していた以上に期待されていることを実感するに至りました。このように目まぐるしく変化している車載市場環境を踏まえ、両社の強みを融合させた新製品の開発及び市場投入までの時間の短縮は、両社にとって喫緊の課題となっております。両社は、本経営統

合を加速し、シナジー効果を着実に創出することで、これらの課題に速やかに対処し、顧客の期待に応えることが可能になると考えております。

そのためには、経営資源の効率的な分配、新規ビジネス領域の創出及び新技術の開発等を加速させることが重要であり、とりわけ、両社の持つコアデバイス技術、システム設計力及びソフトウェア開発力を活用したシステムインテグレーション製品を主軸とする顧客へのソリューション提供は必要不可欠です。これらを着実に実現するためには、両社の共通機能を担当する部門及び両社の協業事業を担当する部門につき、柔軟かつタイマリーな人事異動や指揮命令の明確化等を可能とする体制が確保されていることが不可欠であるため、両社は、これらの部門に関わる人員が同一法人に所属することが可能となる事業持株会社体制が望ましいとの判断に至りました。本変更後の事業持株会社体制の下では、両社の共通機能を担当する部門及び両社の協業事業を担当する部門の人員を事業持株会社という同一法人内に留めることができあり、従前、両社に別々に帰属していた車載事業領域において、統合効果を着実に実現できると考えております。また、本経営統合の加速はEHII (Energy、Healthcare、Industry、IoT (Internet of Things)) 等の市場における新事業の着実な確立にも寄与するものと考えております。

他方、両社は、両社の統合していくべき機能を統合する一方で、本経営統合後も、アルプス電気の事業とアルパインの事業の自律性が確保されること、また、経営監督と業務執行を分離し、透明・公正な手続に基づく迅速・果断な意思決定を確保することが重要であると考えております。そのため、両社は、事業持株会社体制の下で、カンパニー制を導入することで各事業の自律性を確保すると共に、執行役員制を導入することで経営監督と業務執行の分離を図ることが望ましいと判断いたしました。

具体的には、両社は、事業持株会社体制及びカンパニー制の下で、管理部門（人事、総務、経理及び法務等）及びグローバル事業企画部門等の戦略・企画立案を担う部門等の共通機能について、アルプス電気（持株会社体制移行日以降の商号は「アルプスアルパイン株式会社」）に当該部門の人員を集中させて参ります。同時に、①主として電子部品事業を担当する「アルプスカンパニー」及び②主として車載情報機器事業を担当する「アルパインカンパニー」を設け、両社間の協業を推進して参ります。そして、「アルパインカンパニー」内において、両社が協業する事業に関連する人員を、アルパインから「アルプスアルパイン株式会社」に移転させることで、両社で取り組んでいる新技術領域開発の協創プロジェクトの推進をはじめシナジー効果が期待される両社の事業の一体的な運営を実現して参ります。また、両社の現在の取締役の一部が「アルプスアルパイン株式会社」の取締役となり、アルプスグループ全体の事業を監督すると共に、「アルプスアルパイン株式会社」に執行役員制を導入し、「アルプスカンパニー」及び「アルパインカンパニー」のそれぞれを執行役員が運営することで、経営監督と業務執行を分離すること等を予定しております。併せて、両カンパニーを横断した「統合執行役員会」を設置し、両社の本経営統合後の事業戦略機能を強化いたします。

なお、両社は、純粹持株会社体制の採用を前提として、本経営統合後の持株会社の社名を「アルプスHD株式会社」とすることとしておりました。しかし、事業持株会社体制を採用するにあたり、社名についても両社の強みとブランド力の統合という新たなチャレンジと、成長に向けて両社の一体感を高めることが重要であると考え、改めてアルプス電気とアルパインとの間で協議を行いました。その結果、両社は、本定款変更後の持株会社の商号を「アルプスHD株式会社」ではなく、「アルプスアルパイン株式会社」とすることを決定いたしました。

両社は、統合対象とする機能の詳細につき、統合準備委員会及び本経営統合後の「アルプスアルパイン株式会社」にて、両社の業務システムやITインフラ等の整理・統合を含め、経営資源の相互活用や両社の共通機能及び協業事業の効率的かつ迅速な統合を実現する方法を検討し、本経営統合の実現を加速するとともに、目的とするシナジーを着実に実現して参ります。これにより、両社は、目まぐるしく変化する市場環境及び多様な顧客要求に迅速かつ柔軟に対応することができるようになります。アルプスグループ全体としての企業価値を着実に高めることができるものと考えております。

なお、アルパインは、平成29年7月26日付で、アルパインの監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている小島秀雄氏並びにアルプス電気及びアルパインと利害関係を有しない外部の有識者である弁護士寺垣俊介氏（弁護士法人ネクスパート法律事務所）及び公認会計士中澤敏和氏（株式会社ブレストパートナーズ）の3名により構成される第三者委員会より、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことはアルパインの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書（以

下「原答申書」といいます。) を取得しているところ、アルパインの取締役会は、平成30年2月2日、上記3名による第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を改めて設置し、第三者委員会に対して、本変更がなされた場合、原答申書における意見の内容に変更があるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成30年2月2日から平成30年2月26日までに、平成30年2月27日付「2018年3月期通期業績予想の修正を踏まえた財務予測が株式交換比率算定に与える影響の検証結果に関するお知らせ」に記載の諮問事項に関する検討と併せて、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、アルパインから、本経営統合の目的、車載市場を中心とした現状の両社を取り巻く環境、本変更に至った経緯、理由等についての説明を受け、また、アルパインのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社から本変更が株式交換比率に与える影響等に関する説明を受けております。また、アルパインの法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本変更に係るアルパインの取締役会の意思決定の方法及びその過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、その他の検討資料を前提として、平成30年2月26日付で、アルパインの取締役会に対し、大要以下の内容の答申書を提出しております。

- (a) 本経営統合の目的、車載市場を中心とした現状の両社を取り巻く環境、本変更に至った経緯、理由等について確認・検証した結果、本変更を前提とする本株式交換はアルパインの企業価値向上に資するものであると認められる。
- (b) (i) アルパインが第三者算定機関であるSMB C日興証券から平成29年7月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定の基礎とした両社の財務予測においては、本株式交換の実施を前提としていないこと、及び(ii) 他社事例におけるDCF法による算定の状況等を踏まえ、慎重に検討した結果、本変更が本株式交換契約において合意した株式交換比率の算定の基礎となった両社の財務予測に影響を及ぼすものではないことを確認した。
- (c) (i) アルパインが本変更について検討するにあたっては、アルプス電気及びアルパインからの独立性が認められるSMB C日興証券(フィナンシャル・アドバイザー)及びTMI総合法律事務所(法務アドバイザー)から助言等を受けながら、公正な手続を通じてアルパインの少数株主の利益に対する配慮がなされているか等について慎重に検討していること、並びに(ii) 本変更に係る協議、検討及び交渉の過程で、アルパイン側にアルプス電気又はその特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しないことからすれば、本変更においては、公正な手続を通じてアルパインの少数株主の利益に対する配慮がなされていると判断される。
- (d) 上記(a)から(c) その他の事項からすれば、本株式交換契約変更覚書を締結するとの決議をアルパインの取締役会で行うこととは、アルパインの少数株主にとって不利益なものではなく、原答申書における意見の内容に変更はないと判断される。

B. 本経営統合の内容

I. 本経営統合について

1. 本経営統合の背景と目的

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。

2. 本経営統合のスキーム及び商号の変更

本経営統合は、以下の方法により行います。

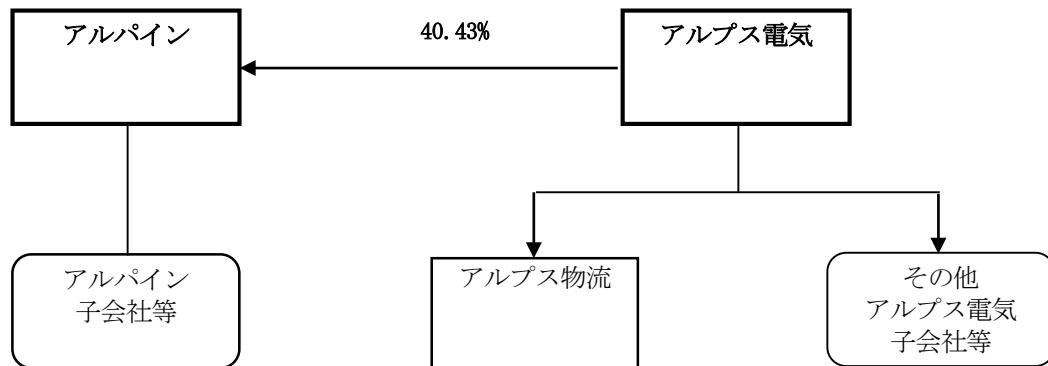
まず、アルプス電気及びアルパインは、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、アルプス電気は、アルパイン普通株式を保有する株主(ただし、アルプス電気を除きます。)からその保有する全てのアルパイン普通株式を取得し、アルパインはアルプス電気の完全子会社になります。また、アルプス電気は、事業持株会社として、カンパニー制を導入し、車載情報機器事業に係る「アルパインカンパニー」及び電子部品事業に係る「アルプスカンパニー」を社内カンパニーとして設けます。

本経営統合に伴い、アルプス電気は、商号を「アルプスアルパイン株式会社」に変更します。アルプス電気は、商号を「アルプスアルパイン株式会社」に変更した後も、アルプス電気の現在の証券コード(6770)で上場を継続する予定です。

なお、アルパイン普通株式は、本株式交換により、本株式交換効力発生日（平成31年1月1日予定）に先立つ平成30年12月26日付で、東京証券取引所市場第一部において、上場廃止（最終売買日は平成30年12月25日）となる予定です。

(1) 本経営統合ストラクチャー（概略図）

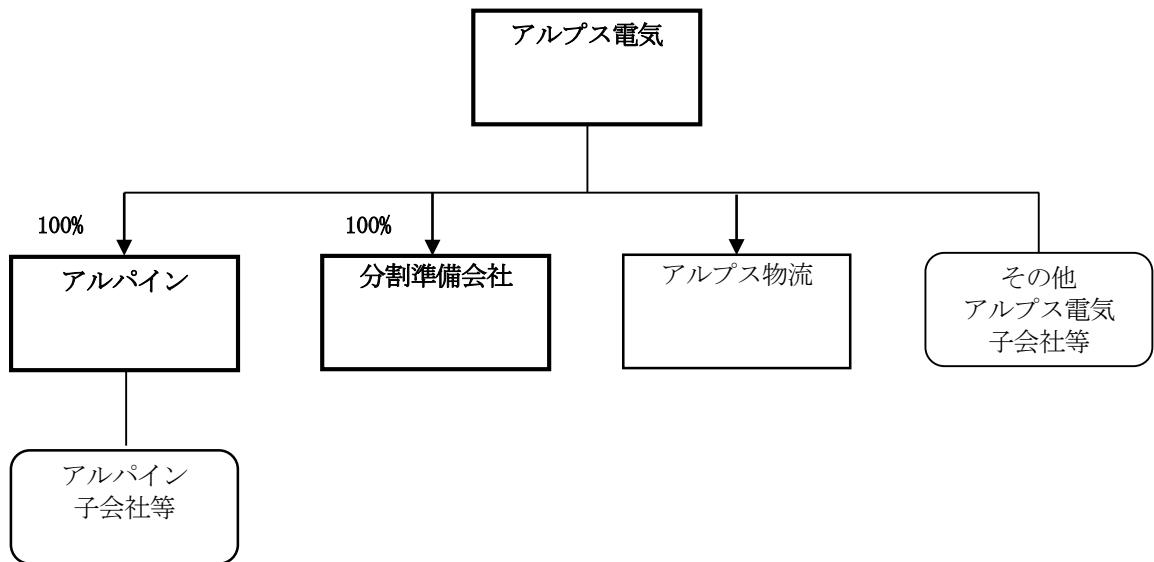
①現状（分割準備会社設立後）（平成29年7月27日現在）



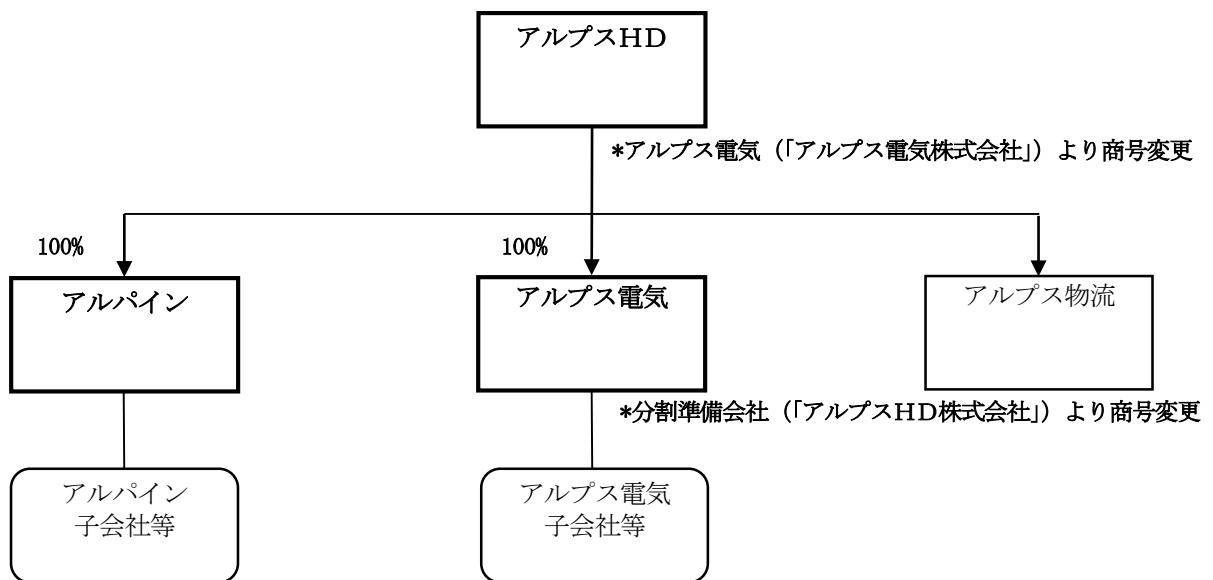
(注) 株式会社アルプス物流（以下「アルプス物流」といいます。）の発行済株式総数のうち、平成29年3月31日現在、アルプス電気はその46.6%を、アルパインはその2.2%をそれぞれ所有しております。

(本変更前)

②本株式交換の効力発生後（平成 31 年 1 月 1 日予定）

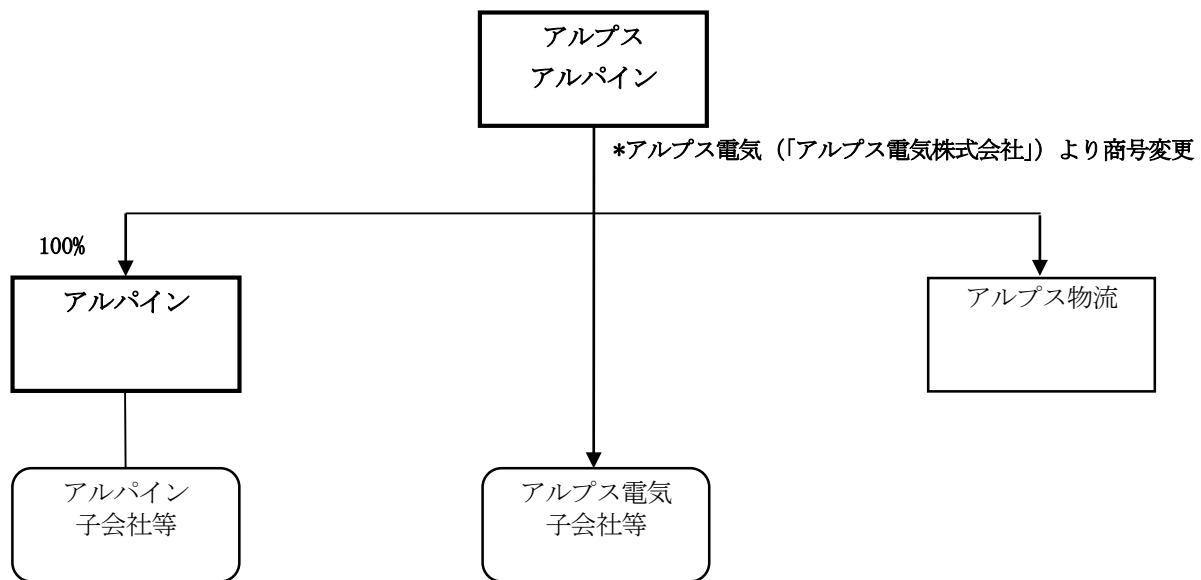


③本吸収分割の効力発生後の持株会社体制（平成 31 年 4 月 1 日予定）

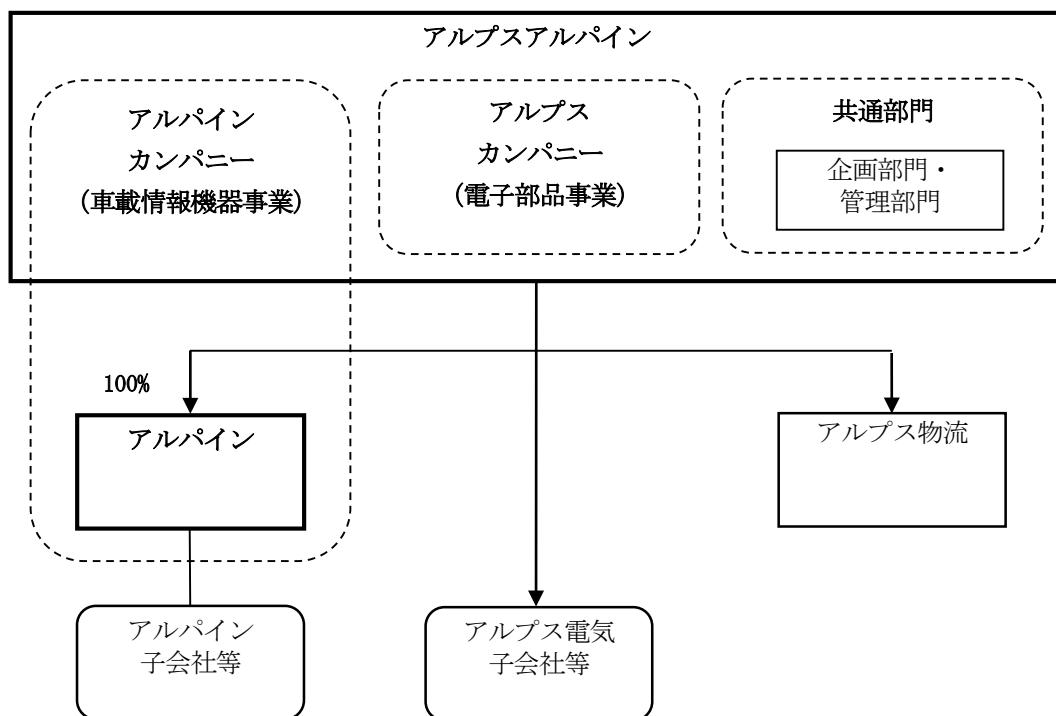


(本変更後)

②本株式交換の効力発生後（平成 31 年 1 月 1 日予定）



③持株会社体制移行日後の持株会社体制（平成 31 年 1 月 1 日予定）



(2) アルプス電気の商号変更及びその他の定款の一部変更

アルプス電気は、持株会社体制移行日付で、本株式交換の効力が発生していることを条件として、その商号を「アルプスアルパイン株式会社」に変更すること、事業目的を持株会社に合致した目的に変更すること、執行役員制の導入に伴う規定を追加・変更することを含む定款の一部変更を行う予定であり、当該定款変更に係る議案を平成30年6月下旬開催予定のアルプス電気の第85回定期株主総会に付議する予定です。

(3) 取締役の選任

持株会社体制移行日におけるアルプス電気（持株会社体制移行日以降の商号は「アルプスアルパイン株式会社」）の取締役の数は11名（監査等委員である取締役の数は6名、その内、社外取締役の数は4名）とし、アルプス電気の現在の代表取締役社長である栗山年弘氏を含む、持株会社体制移行日において取締役に就任する予定の取締役候補者は、アルプス電気及びアルパインで協議のうえ、選出いたします。取締役候補者は、確定次第、速やかにお知らせいたします。

(4) 本経営統合後の資本政策

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。

3. 本経営統合の日程

本株式交換契約締結並びに分割準備会社設立及び本吸收分割基本合意書締結承認取締役会（アルプス電気）	平成29年7月27日
本株式交換契約締結承認取締役会（アルパイン）	
本株式交換契約締結（アルプス電気及びアルパイン）	
分割準備会社設立（分割準備会社）	
本吸收分割基本合意書締結承認取締役決定（分割準備会社）	
本吸收分割基本合意書締結（アルプス電気及び分割準備会社）	
本株式交換契約変更覚書締結及び本吸收分割の中止承認取締役会（アルプス電気）	
本吸收分割の中止承認取締役決定（分割準備会社）	平成30年2月27日
本株式交換契約変更覚書締結承認取締役会（アルパイン）	
本株式交換契約変更覚書締結（アルプス電気及びアルパイン）	
本定款変更承認第85回定期株主総会（アルプス電気）	平成30年6月下旬（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（アルパイン）	平成30年12月中旬（予定）
最終売買日（アルパイン）	平成30年12月25日（予定）
上場廃止日（アルパイン）	平成30年12月26日（予定）
本株式交換効力発生日（アルプス電気及びアルパイン）	
商号変更日（アルプス電気）	平成31年1月1日（予定）
持株会社体制移行日（アルプス電気及びアルパイン）	

（注1）アルプス電気においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う予定です。

（注2）本経営統合の日程は、現時点での予定であり、今後手続を進める中において、公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出、許認可の取得、又はその他の理由により上記日程に変更が生じる可能性があります。また、アルプス電気及びアルパインは、手続進行上の必要性その他の理由により、両社で協議の上、上記日程を変更する場合があります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

II. 本株式交換について

1. 本株式交換の要旨

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。

4. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称	アルプスアルパイン株式会社 (旧商号: アルプス電気株式会社)	
(2) 所 在 地	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 栗山 年弘	
(4) 事 業 内 容	車載情報機器事業 電子部品事業 物流事業 グループ経営管理事業及び資産管理事業	
(5) 資 本 金	38,730百万円	
(6) 決 算 期	3月31日	
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。	
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。	

(注) アルプス電気は、平成31年1月1日(予定)に、本株式交換の効力が発生することを条件として、その商号を「アルプスアルパイン株式会社」に変更し、事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更を行う予定です。

5. 会計処理の概要

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。

6. 今後の見通し

下記IV. 2 「今後の見通し」をご参照ください。

7. 支配株主との取引等に関する事項

経営統合プレスリリースにおいてお知らせしているところから変更はございません。なお、アルパインは、平成30年2月26日付で、第三者委員会より、本変更がなされた場合であっても、本株式交換はアルパインの少数株主にとって不利益なものではなく、原答申書における意見の内容に変更はない旨の答申書を入手しております。詳細は上記A. 「本変更の理由」をご参照ください。

III. 商号変更及びその他の定款の一部変更

1. 変更の理由

本経営統合に際して持株会社体制へ移行することに伴い、本株式交換の効力が発生していることを条件として、持株会社体制移行日付で、アルプス電気の商号及び事業目的等について、下記2.「定款変更の内容」及び別紙のとおり定款の一部変更を行います。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。なお、主な変更の内容は以下の通りです。

- ① 持株会社体制への移行に伴う「アルプスアルパイン株式会社」への商号の変更
- ② 持株会社体制への移行に伴う事業目的の変更

- ③ 持株会社体制への移行に伴う取締役の員数の削減
- ④ 持株会社体制への移行に伴う役付取締役に係る規定の削除及び関連する規定の変更
- ⑤ 取締役の責任免除に係る規定の新設
- ⑥ 持株会社体制への移行に伴う執行役員に係る規定の新設
- ⑦ その他上記①乃至⑥の変更に伴う所要の変更

3. 変更予定日

平成 31 年 1 月 1 日

IV. 本経営統合後の状況

1. 本経営統合後のアルプス電気の状況（予定）

上記Ⅱ. 4. 「本株式交換後の状況」をご参照ください。

2. 今後の見通し

アルプス電気及びアルパインは、各社の代表取締役社長及び関係役員で構成される統合準備委員会を発足させ、本経営統合後の持株会社の事業計画、最適なグループ構造、統合シナジーの実現時期や手法等、アルプス電気及びアルパインの持続的な成長を目指した戦略に関する意思決定を行っております。本経営統合の運営チームはアルプス電気及びアルパインそれぞれからのバランスのとれたメンバーで構成されております。これらの結果、新たに開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(参考)

アルプス電気当期連結業績予想（平成 30 年 1 月 30 日公表分）及び前期連結実績（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成 30 年 3 月期)	855,000	71,000	67,000	50,500
前期実績 (平成 29 年 3 月期)	753,262	44,373	42,725	34,920

アルパイン当期連結業績予想（平成 30 年 1 月 30 日公表分）及び前期連結実績（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成 30 年 3 月期)	270,000	11,000	10,200	6,000
前期実績 (平成 29 年 3 月期)	247,751	5,612	7,439	7,760

以 上

(別紙) アルプス電気株式会社定款一部変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示しております)

変更前	変更後
第1条（商号） 当会社は <u>アルプス電気株式会社</u> と称し <u>ALPS ELECTRIC CO., LTD.</u> と英訳する。	第1条（商号） 当会社は <u>アルプスアルパイン株式会社</u> と称し <u>ALPS ALPINE CO., LTD.</u> と英訳する。
第2条（目的） 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目的） <u>当会社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u>
1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売 2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売 3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売 4. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸 5. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾 6. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業 7. 前各号に附帯する一切の業務	1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売 2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売 3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売 4. <u>録音・録画および同再生装置ならびに音響機械器具の製造販売</u> 5. <u>自動車用および事務用電子応用機械器具の製造販売</u> 6. <u>送信および受信用電気機械器具の製造販売</u> 7. <u>ソフトウェアの開発・販売および輸出入ならびに情報処理サービスの提供</u> 8. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸 9. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾 10. <u>厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業</u> 11. <u>運輸・倉庫業およびこれらに関するサービス</u> 12. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業 13. 前各号に附帯する一切の業務
第13条（招集） (条文省略) ②総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締	第13条（招集） (現行どおり) ②総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締

<p>役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。</p> <p>第14条（議長）</p> <p>株主総会は<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第19条（員数）</p> <p>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>18名以内</u>とする。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>(条文省略)</p> <p>②<u>取締役会長または取締役社長</u>は取締役会を招集し、議長となる。<u>取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>(条文省略)</p> <p>②取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>第29条（取締役の責任限定契約）</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>役会の決議によって<u>代表取締役</u>が招集する。</p> <p>第14条（議長）</p> <p>株主総会は<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを行う。</u><u>代表取締役のいずれにも事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第19条（員数）</p> <p>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>8名以内</u>とする。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②<u>代表取締役</u>は取締役会を招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを行う。</u><u>代表取締役のいずれにも事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条（代表取締役）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 執行役員</p> <p>第30条（執行役員）</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を</p>
---	---

	<p><u>置くことができる。</u></p> <p><u>②執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>
第 <u>5</u> 章 監査等委員会 第 <u>3</u> 0条～第 <u>3</u> 2条 (条文省略)	第 <u>6</u> 章 監査等委員会 第 <u>3</u> 1条～第 <u>3</u> 3条 (現行どおり)
第 <u>6</u> 章 会計監査人 第 <u>3</u> 3条及び第 <u>3</u> 4条 (条文省略)	第 <u>7</u> 章 会計監査人 第 <u>3</u> 4条及び第 <u>3</u> 5条 (現行どおり)
第 <u>7</u> 章 計算 第 <u>3</u> 5条～第 <u>3</u> 8条 (条文省略)	第 <u>8</u> 章 計算 第 <u>3</u> 6条～第 <u>3</u> 9条 (現行どおり)

アルプス電気は、アルパインとの本株式交換が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「S E C」といいます。）に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、アルパインの米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、両社に関する情報、本株式交換及びその他の関連情報等の重要な情報が含まれます。アルパインの米国株主におかれましては、株主総会において本株式交換について議決権を行使される前に、本株式交換に関連して S E Cに提出される可能性のある Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式交換に関連して S E Cに提出される全ての書類は、提出後に S E Cのホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて郵送いたします。郵送のお申し込みは、下記の連絡先にて承ります。

本経営統合に関する問い合わせ先

会社名：アルプス電気株式会社	会社名：アルパイン株式会社
住所：東京都大田区雪谷大塚町1番7号	住所：東京都大田区雪谷大塚町1番7号
担当者：経営企画室 室長 小林 淳二	担当者：財務・広報部 部長 山崎 真二
電話：+81-3-5499-8026 (IR 部門直通)	電話：+81-3-5499-4391 (広報部門直通)

将来予想に関する記述について

本書類には、上記のアルプス電気株式会社及びアルパイン株式会社の間の経営統合の成否及びその結果に係る両社の計画及び予想を反映した「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これらの将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた両社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または默示的に示される両社または両社のうちいずれか一社（または統合後のグループ）の将来における業績、経営結果、財務内容等に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届出において両社（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられます、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本国内外の経済情勢。
- (2) 製品の主要市場である自動車、スマートフォン、民生用電気機器等の需要、原材料価格、為替相場の変動。
- (3) 競合環境や大手顧客との関係性の変化を含む市場勢力図の変化。
- (4) 電子部品事業、車載情報機器事業、物流事業における更なる競争激化。
- (5) 特定の重要な部品の供給体制の不安定化。
- (6) 大口顧客による製品戦略等の変更、大口注文の解約、倒産。
- (7) 製品に関する欠陥による費用負担、グループ評価への悪影響。
- (8) 他社の保有する重要な知的財産権のライセンスの供与停止。
- (9) 借入金等の金利の変動、その他金融市場の変動。
- (10) 借入金の繰上げ返済請求等に伴う資金繰りの悪化。
- (11) 有価証券及び投資有価証券等の保有資産（年金資産を含む）価値の変動。
- (12) 事業活動に係る法令その他規制（環境規制を含む）の変更。
- (13) 海外の主要市場における関税引き上げ、輸入規制等。
- (14) 不利な政治要因やテロ、戦争、その他の社会的混乱等。
- (15) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等。
- (16) 環境汚染による対策費用の発生。
- (17) 法令違反または訴訟の提起。
- (18) 本経営統合に係る契約に係る株主総会における承認を含む必要手続が履践されないこと、その他の理由により本経営統合が実施できないこと。
- (19) 本経営統合に関する競争法上の関係当局の審査など手続または遅延または係る競争法上の関係当局の承認その他必要な承認などが得られないこと。
- (20) 本経営統合後のグループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴うこと。